

令和 7 年度愛知県農薬危害防止運動実施要領

第 1 目的

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）等の規制を受ける農薬の安全かつ適正な販売・使用の確保及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、国内においては、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例、農薬の保管管理において不適正な事例、農薬登録がなされていないにもかかわらず病虫害の防除に効果があるとする資材が販売・使用される事例などが依然散見される状況にある。

さらに近年、農薬について、使用地域周辺の住民等への健康影響に対する配慮が強く求められており、あらゆる面で農薬の安全かつ適正な使用の必要性が高まっている。

このため、これら関係法令に基づいて守るべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第 2 集中実施期間

令和 7 年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 3 実施機関

（主催）

愛知県

（協賛）

公益社団法人愛知県医師会

愛知県薬業協同組合

公益社団法人愛知県植物防疫協会

愛知県農薬販売業者協会

一般社団法人愛知県造園建設業協会

中部ゴルフショートコース連盟

愛知県農業協同組合中央会

愛知県厚生農業協同組合連合会

愛知県農業共済組合

愛知県種苗協同組合

全国共済農業協同組合連合会愛知県本部

一般社団法人愛知県薬剤師会

一般社団法人愛知県医薬品販売業協会

愛知県農薬卸商業協同組合

全国肥料商連合会愛知県部会

愛知県ゴルフ連盟

愛知県農業機械商業協同組合

愛知県経済農業協同組合連合会

愛知県信用農業協同組合連合会

クロップライフジャパン中部・関西支部

愛知県酪農農業協同組合

第4 重点事項

- 1 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳の徹底
- 2 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底
- 3 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底
- 4 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底

第5 推進体制

県農業水産局、県保健医療局、県環境局及び関係機関・団体は、相互に連携を図り、第6の実施事項に取り組むものとする。

なお、主な役割分担は、以下のとおりとする。

1 県農業水産局

(1) 農薬適正販売・使用対策協議会の開催

農薬の適正な使用・販売に関する推進方策を協議・決定するため、農薬適正販売・使用対策協議会を開催する。

(2) 農薬安全使用の啓発

農薬安全使用啓発用のポスター、ちらし等を配布し、関係者の協力のもとに関係法令等の趣旨の周知徹底を図るとともに、農薬危害防止広報活動を行う。

(3) 講習会等の開催

関係機関・団体と連携し、農薬販売者及び農薬使用者等を対象に、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の方法、農薬の飛散防止低減対策、農薬による危害防止対策等を指導するための講習会等を開催する。

(4) 指導取締等の実施

農薬販売者及び農薬使用者に対して、第4の重点事項を踏まえ、計画的に指導取締を実施する。

なお、不適切な農薬の販売や使用があった場合の指導取締は、関係団体と連携を図り、実施する。

(5) 農薬中毒事故等の把握

市町村、農協、養蜂組合等の関係機関・団体及び保健医療局と連携し、農薬中毒事故及び農作物、生活環境動植物等に対する被害の把握に努める。

2 県保健医療局

(1) 広報等による啓発

広報誌等を利用し、地域の実情に応じた農薬危害防止広報活動を行う。

(2) 講習会等の開催及び協力

保健所で開催される会合等を利用し、農薬危害防止の啓発を行うとともに、県農業水産局関係機関主催の講習会に積極的に協力する。

(3) 医療機関との連携

ア 中毒患者の処置体制

農薬による中毒は、一般にその経過が急激であることから危害発生の際は速やかに医師の適切な処置を受けなければならないので、関係医療機関との連携を密にし、その応急処置体制を整備する。

イ 中毒事故の把握

農薬の使用に伴う危害防止を図るためには、農薬による危害の発生の実態

を常時、的確に把握して、その原因を究明し、危害の再発防止に活用する必要があるので、医療機関等との連絡を密にし、事故の把握に努める。このことについては、運動期間中に限らず年間を通して行う。

- (4) 農薬（毒物又は劇物、以下「毒劇物」という。）の取扱者に対する指導
毒物劇物販売業者等に対して立入検査を実施し、農薬（毒劇物）の販売、保管管理、廃棄等に関し、その適切な取扱いについて指導する。
なお、立入検査は計画的に実施するものとする。

3 県環境局

- (1) 広報等による啓発
広報誌等を利用し、地域の実情に応じた農薬危害防止広報活動を行う。
- (2) 講習会等の開催及び協力
県環境局で開催される会合等を利用し、農薬危害防止の啓発を行うとともに、県農業水産局関係機関主催の講習会に積極的に協力する。

4 関係機関・団体

関係機関・団体の実情に応じて、この運動の効果が十分上がるよう、以下の事項を重点的に協力、実施する。

なお、医療機関において農薬中毒患者を診断した場合は、薬物中毒患者発生届（別添1）及び転帰届（別添2）にて、速やかに所轄保健所へ届け出る。

- (1) 農薬安全使用の啓発
啓発用のポスター及びちらしを関係者へ配布し、周知徹底を図る。
- (2) 広報誌等による啓発
広報誌等を利用し、危害防止について広報活動を行う。
- (3) 講習会等の参加及び開催
県が開催する講習会等に参加し、又は協賛機関・団体が講習会等を開催することにより、構成員に対し、農薬の取扱い等の危害防止のための啓発指導を行う。

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

- (1) 広報誌等による普及啓発
報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット、SNS等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- (2) 講習会等の開催を通じた普及啓発
農薬使用者のほか、毒物劇物営業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。
その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、医療情報等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。
- (3) 周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による周知・指導が行き届きにくい農薬使用者に対しても周知・指導の徹底が図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等を通じた普及啓発の拡充を図ること。

特に、農産物直売所に出荷する農薬使用者に対して周知・指導が図られるよう、農産物直売所の管理人に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう普及啓発を図る。

(4) 周辺環境に配慮した農薬使用の普及啓発

水域の生活環境動植物の被害防止、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止等により生活環境の保全を図るため、止水期間の遵守、適切な水管理及び畦畔整備を講じるよう、普及啓発を行うこと。また、公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬に係る事故を防止するため、周囲の状況を考慮して使用するよう、普及啓発を行うこと。

(5) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料に関する情報を提供し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努める。

2 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知徹底

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病虫害防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

被覆を要する土壌くん蒸剤については、その適正な取扱いに関する以下の事項について指導する。

① 被覆を要する土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）は、刺激性があり、正しく使用しないと、揮散して、周辺住民等や農薬使用者に被害を及ぼすことがあること。

② 被覆を要する土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、吸収缶付き防護マスク等の着用や施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を確実に行う等の安全確保を徹底すること。

ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。

③ 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が住居し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設周辺においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。やむを得ず、被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、

農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないよう、被覆資材として、厚めのもの（0.03mm 以上）や難透過性のものを使用するとともに、周辺住民等への説明や事前周知等による被害防止対策を講ずること。

特に砂地のほ場や高温期においては、難透過性フィルムによる被覆を要する土壌くん蒸剤の揮発防止効果が顕著であることが確認されているので、指導に当たって参考にすること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）、

「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）、「被覆を要する土壌くん蒸剤の使用実態等に基づく適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 7 月 15 日付け 2 消安第 1758 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）、「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの再徹底について」（令和 6 年 2 月 14 日付け 5 消安第 6645 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「クロルピクリン剤による農薬事故防止に対する更なる対策について」（令和 6 年 11 月 5 日付け 6 消安第 4401 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）並びに農林水産省ウェブページ「被覆を必要とする農薬の使用時におけるリスク低減に関する研究」

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/shuryo_list.html) 参照)

イ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近隣する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないよう、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項を守るように徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を散布する農薬使用者等は、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用、周りに影響が少ない天候や時間帯の選択等、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行うこと。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室（令和 2 年 5 月改訂）も参考としつつ、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観察によって

病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じること。

特に、学校では、万が一にも児童・生徒が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

（「「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について」（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3974 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ（捕虫器）の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。（「公園、街路樹等の害虫防除に係るフェロモントラップ（捕虫器）の使用に当たっての注意喚起について」（平成 30 年 2 月 9 日付け環水大土発第 1802091 号環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

ウ 有人・無人航空機による農薬散布に当たっての留意事項の遵守の徹底

有人ヘリコプター、無人ヘリコプター又は無人マルチローターなどの有人・無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令を遵守するとともに、以下の通知を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。

○ 有人ヘリコプター：

- ・「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）
- ・「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）

○ 無人ヘリコプター：

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）

○ 無人マルチローター：

- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）

これらの通知において共通する留意点は、以下のとおりである。

- ① 有人・無人航空機のいずれであっても、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行い、散布を実施する際には、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保すること。
- ② 特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、安全かつ適正な農薬散布の実施のため、以下の事項に留意すること。
 - 1) 実施区域周辺の地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行うこと。
 - 2) 実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、危被害防止対策の一つとして、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。
 - 3) 実施区域周辺において人の往来が想定される場合、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずること。
 - 4) 農薬の飛散等による危被害を防ぐため、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路及び操作者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認し、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を明示しておくこと。
 - 5) あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、機体及び散布装置に関する機能及び性能について理解しておくこと。
 - 6) 機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）を参考に散布を行うこと（取扱説明書等に散布方法の記載がない場合は、上記のガイドラインに記載された散布方法を参考に実施すること）。
 - 7) 農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこと。
 - 8) 農薬暴露を回避するため、操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。

また、農薬散布における無人航空機の墜落や衝突等による人身又は物件に対する事故が近年多発していることに鑑み、農薬散布中だけでなく散布前後を含めて安全な操縦を徹底すること。

（国土交通省ホームページ「農薬散布における無人航空機の事故の状況」

https://www.mlit.go.jp/koku/accident_report.html）

(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導する。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

- ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、鍵のかかる場所に保管する等、保管管理を徹底すること。特に、毒劇物に相当する農薬を保管する場合は、関係法令の遵守を徹底すること。（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成23年5月16日付け23消安第1114号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）
- イ 使用しなくなった農薬については、関係法令を守り、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。
- ウ 毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物をいう。以下同じ。）たる農薬が飛散・流出し、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。また、毒劇物たる農薬が盗難・紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

(3) 農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を受診するよう指導する。

(4) 事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

3 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）で定められている基準）を守るよう指導を徹底する。特に適用農作物、使用時期、使用方法等を守るため、農薬使用者及び農薬使用委託者に対し、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、県関係部局、関係機関・団体の職員と協力しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。

農薬の適正使用と併せて、農薬の使用状況に問題がないか確認するため、使用履歴の記帳を徹底するよう指導すること。

農産物直売所においては、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう指導を行うこと。

（「農産物直売所で販売される農産物に関する農薬の適正使用及び使用履歴の

確認の徹底について」（令和 5 年 12 月 19 日付け 5 消安第 5483 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

加えて、農業者に対しては、安全な農産物を生産できるよう、愛知県農産物環境安全推進マニュアルを始めとする G A P 手法等を参考として、各産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、積極的に指導を行う。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

- ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認する。同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものや、作物の名称や形状が似ているが異なる作物であるものは、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。
- イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産者ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）
- ウ 作物群登録のある農薬を使用する際は、農薬に対する感受性が作物によって異なることがあり、これによって薬害の程度も異なるため、作物群に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。
- エ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにすること。
- オ 水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を守り、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）
- カ 農薬の適正使用と併せて、農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底するよう指導すること。（「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底」（令和 2 年 12 月 24 日付け 2 消安第 4308 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（2）販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を守って適切に処理するよう指導する。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、農協及び販売店に持参するよう指導する。（毒劇法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（３）無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導の強化

ラベルに農薬登録番号がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第 24 条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導する。

農林水産省ホームページで公表されている「農薬疑義資材の使用防止リーフレット」等を活用し周知するとともに、このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」

(https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html) に情報提供するよう指導する。

（「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「株式会社 M・B・M が輸入・販売した無登録農薬に関する注意喚起について」（令和 6 年 8 月 6 日付け 6 消安第 2787 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（４）その他の留意事項

- ア 農作物等の防除においては、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病害虫の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。
- イ やむを得ず農薬の現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を守るとともに生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。
- ウ 不用となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、散布液は必要な量だけを正確に調製し、不用となった農薬は関係法令を遵守して廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理するよう指導する。
- エ 農薬を製造し、又は加工（小分けを含む。以下同じ。）する者は、農薬について農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないことから、登録を受けていない者が製造し、又は加工した農薬を使用しないよう指導すること。また、不用となった農薬を小分けして販売（譲渡を含む）しないよう指導すること。

4 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導の徹底

農薬販売者を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売対策」を周知徹底する。

また、販売者に対し、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、最終の記載の日から3年間保存するよう指導すること。

また、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、効率的に実施されるよう、県保健医療局と県農業水産局との間で連絡を密にして情報の共有化を図る。

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用して販売しないこと。（「インターネットのフリーマーケットサイト等における農薬の販売について（依頼）」（令和5年5月10日付け5消安第917号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(3) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導の徹底

農薬使用者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬（3の（2）参照）について、農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の手出しがあった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

(4) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導の強化

ラベルに農薬登録番号がないのに、農薬としての効能効果をうたい又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第18条第1項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、このような資材を販売しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」

(https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html) に提供するよう指導する。

(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導の徹底

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等を害する病虫害又は雑草の防除のために使用することは禁止されている。その一方で、近年、ドラッグストア等において農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、その容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、特に以下の事項について周知徹底する。また、以下の留意事項に沿っていないと疑われる販売事案を把握した際には、農林水産省に連絡すること。

- ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
 - イ 販売所ごとに、見やすい場所に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
 - ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。
 - エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。
 - オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことから、販売サイトにおいて農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。
- (「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」(平成31年3月28日付け薬生薬審発0328第8号・30消安第6268号・2019製科管第32号・環企発第1903287号・環水大土発第1903281号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)参照)

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(1) 蜜蜂の危害防止対策

ア 蜜蜂の被害に関する認識の共有

養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、以下の事項について、会議や農薬適正指導等の場を活用して、認識の共有を図るように努める。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。

イ 情報交換の徹底

関係者が緊密に連携し、これまで以上に危害防止の取組を強化するよう指導する。県関係機関は、農業団体等の協力を得て、地域の水稲防除暦、水稻の開花期における無人ヘリコプターによる農薬散布計画及び果樹等の集団防除計画、地域の実情に応じた無人マルチローターの使用者からの自主的な情報提供等の情報について、可能な限り農薬散布計画前に情報を得た上で、水稻のカメムシ防除の実施時期、開花期の農薬散布計画等の情報について、養蜂関係者に情報提供する。

ウ 被害軽減のための対策の推進

- ① 養蜂組合を通じて、蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所(水田で囲まれた場所、周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所)では、できるだけ巣箱の設置を避けるか、水稻のカメムシ防除の実施時期に巣箱を待避させること、日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めるよう指導を行う。
- ② 農業団体等の協力を得て、下記事項について水稻農家への指導を行う。
 - ・農薬による蜜蜂被害を軽減するために、農薬ラベルに記載された使用上の注

意事項を遵守すること。

- ・農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8～12時）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うこと。

- ・蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布等）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施すること。

- ・害虫の発生源になる圃場周辺等については、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐために、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）、「令和6年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（令和6年6月28日付け6消安第1950号・6畜産第928号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜産局畜産振興課長通知）及び「農薬の空中散布等による蜜蜂被害の軽減を図るための情報の活用について」（平成27年12月3日付け27消安第4649号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知）参照）

（2）水域の生活環境動植物の被害及び水質汚染の防止対策

水域の生活環境動植物の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所周辺の公共用水域の水質を必要に応じて調査し、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等が実施する水質検査結果の活用等関係機関との連携を図る。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水域の生活環境動植物への被害を未然に防止するため、関係部局間の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態の把握に努めつつ、ゴルフ場関係者の指導・助言に努める。

（「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）参照）

（3）農薬による水質影響への対処

井戸水より高濃度の農薬が検出されたという情報を把握した場合には、農業現場における農薬の使用状況の把握に努める等、県農業水産局及び関係機関が連携して対処する。

別記 1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ア 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの
- イ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- ウ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの。
- エ 散布作業前日に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ア 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- イ 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの
- ウ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かったの散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの
- エ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど、適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの
- オ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの
- カ 散布途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの

(2) 防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、まず、他の防除方法がないか検討する。やむを得ず使用する場合は、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、処理後直ちに厚めのもの（0.03mm 以上）や難透過性のものを用いて被覆を完全に行う。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙しない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ア 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの
- イ 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの
- ウ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な材質、厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ア 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの
- イ 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしたことによるもの
- ウ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの

(2) 防止対策

- ア 毒物または劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等、農薬の保管管理には十分注意する。また、散布

や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を離さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、あるいは気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、農業総合試験場、農林水産事務所（農業改良普及課）等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

1 被害の状況

ア 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの

イ 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの

ウ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの。

エ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの

2 防止対策

ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。

イ 飛散低減ノズルを使用する。

ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。

- オ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巢門を閉じる等の対策がとられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「被害防止方法」、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を守り、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- サ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- シ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ア 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できると誤解したもの
- イ 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの
- ウ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの
- エ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの
- オ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの
- カ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの
- キ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

ア 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足によるもの

イ 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用了ことによるもの

ウ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの

エ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの

(2) 防止対策

ア 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。

イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。

エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

水田において使用した農薬が流出し、又は使用した残りの農薬、もしくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの

(2) 防止対策

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を守り、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 不要となった農薬や空容器、空袋は、関係法令を守り、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬事故の要因

- (1) 当該農薬の譲受人は農家等であり、毒劇法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、購入者以外が持ち出してしまう可能性があることが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを購入者に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、適正な保管管理（施錠管理）を行うよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒劇法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒劇法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を守るとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動その他から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

別添 1

薬物中毒患者発生届

年 月 日

愛知県知事殿

医師住所
氏 名

下記のとおりお届けします。

患 者	住 所			
	氏 名		職 業	
	生年月日	年 月 日生		
中 毒 の 日 時				
中 毒 の 場 所				
原因模様（症状など）				
品 名 及 び 量				
購 入 先 及 び 方 法				
患 者 処 置				
その他の参考事項				

薬物中毒転帰届

年 月 日

愛知県知事殿

医師住所
氏 名

下記のとおりお届けします。

患 者	住 所			
	氏 名		職 業	
	生年月日	年 月 日生		
転 帰 の 日 時				
転 帰 の 場 所				
転 帰 の 経 過				
その他の参考事項				